

令和 7 年度地域計画調査分析業務 仕様書（案）

この業務仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う、「令和 7 年度地域計画調査分析業務」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和 7 年度地域計画調査分析業務

2 業務背景及び目的

（1）背景

これまで各市町村において、「人・農地プラン」を策定し、農地の効率的な利用と担い手の確保に向けて取り組まれてきたが、高齢化や人口減少の本格化により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されている。

これに対し国は農業経営基盤強化促進法を一部改正し、農地の集約化等に向けた取組みを加速させるため、「地域計画」を法定化した。

地域計画は、地域の目指すべき将来の地域農業の在り方や、目標とする農地利用の姿を示した地図（目標地図）を明確にした将来ビジョンであり、本県では 77 市町村で 437 計画が策定され、公表されている（令和 7 年 3 月末日現在）。

（2）目的

県では地域計画に係る市町村の取組みのなかで、地域での協議により「守るべき農地」が明確化され、将来的に「守るべき農地」に対する効果的かつ効率的な支援の実施を検討している。

これに先立ち、本業務では、地域計画の調査・分析により「守るべき農地」を明らかにすることを目的としている。

また、地域計画の実現に向けて県や市町村等に対して「守るべき農地」への支援策等について提言するとともに、農業委員会や地域農業者等が活用できる有用な取組事例等の知見について収集・分析及び公表を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 6 日まで

4 業務内容

（1）県内 77 市町村が策定し、公表している地域計画について、計画本体の分析や現地聞き取り及びアンケート調査等を実施し、「守るべき農地」がどのような観点で定められているかについて分析を実施すること。

なお、分析・調査の対象市町村を 77 市町村以下とする場合は、本県農業の実情や地域特性などを考慮した上で地域、経営作目等がまんべんなく含まれるように実施すること。

（2）地域計画の実現に向けて、「守るべき農地」に対し県や市町村等がどのような支援（施策）

を実施することが効果的であるかについて提案する。

《例》担い手の確保手法、大規模法人の育成（呼込み）、農地整備による作業環境改善等

（３）「守るべき農地」が地域計画の取組を通じて明らかになるためにどうすればよいか提案する。

（４）調査及び分析結果について、以下のとおり報告会等を開催すること。

ア 中間報告会（令和７年８月末日（予定））

県・市町村等の関係者を対象に令和８年度の施策立案に活用するための中間報告会（開催方法は問わない）を開催する。

イ 調査報告会（令和８年２月（予定））

県・市町村及び農業委員会や農業者等を対象として、本業務の調査結果について報告会を１回以上（開催方法は問わない）開催する。

５ 成果品の提出

契約書第７条の本業務の成果品及び提出期限は、以下のとおりとする。

（１）成果品

ア 業務報告書（Ａ４版で作成のこと）１部。

イ 上記に係る写真、図案等のデータが保存された電子媒体（Microsoft Word 又は Power Point 形式及びこれらを PDF 形式に変換し、CD-R 等に保存したものとする。なお、これらのソフトによらない場合は、委託者と協議すること）１部。

ウ 成果品は、別に定める委託業務完了報告書に付して提出するものとする。

エ その他、成果品として必要と認められるもの。

（２）提出期限

４（２）のうち県等施策に係る提案については、令和７年８月２９日までとする。なお、この提案は、４（２）（ア）の中間報告会の開催をもって代えることができる。

その他については、令和８年３月６日までとする。

６ 完了検査

（１）受託者は、本業務完了後、業務完了報告書を提出すること。

（２）受託者は、本業務完了後、本業務の責任者の立ち会いの上、委託者の検査を受けるものとする。

（３）受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

７ 成果品の帰属

（１）本業務により作成された成果品に関する全ての権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、委託者に帰属する。著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。

(2) 委託者は成果品について、加工及び二次利用できるものとする。

8 再委託

(1) 受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、委託者が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りでない。

(2) 委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

9 その他

(1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議の上、仕様書変更の承認を得ること。

(2) 本仕様書に定めのない事項及び仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること

(3) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。

(4) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは協議の上、書面によりこれを定める。